

自立支援局だより

第36号 2018. 3発行

所外レクリエーション

平成 29 年 11 月 6 日、自立訓練(生活訓練)では、グループワークの一環として、毎年恒例の所外レクリエーションを行いました。普段訓練に取り組んでいる利用者の方々にとって、楽しい時間を過ごしていただくレクリエーションや、お互いの交流の機会になればと実施しています。今回の行き先は埼玉県北本市にあるグリコピア・イーストで、グリコの商品の中でも人気のポッキーとプリッツを製造している工場です。



見学時の様子

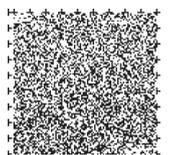
当日は晴天に恵まれ、利用者 13 名、職員 11 名が参加し、バスで国リハを出発しました。1 時間ほどで工場に到着し、バスを降りると、ふわりとクッキーやバターのような甘い香りがして、自然とわくわくしてきます。工場に入り、スタッフの方の説明を聞きながら、歴代のグリコのおまけの展示を見たり、ポッキーとプリッツの製造過程や梱包作業を見学しました。熱心に説明に

耳を傾けたり、興味深そうに機械の様子を見ている方や、お土産コーナーでお菓子選びに夢中になっている方もいて、いつもとは少し違う表情を見ることができました。

帰りのバスの車内では、疲労からウトウトと眠っている方もいらっしゃいましたが、安全に国リハに戻り、所外レクリエーションを終えることができました。



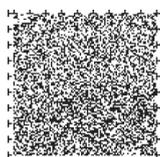
外 観



事業公開の取組

自立支援局では、当センターを多くの方に知っていただき、ご利用につながるよう様々な募集活動を行っております。その内容は、主に、パンフレット等の郵送による広報、訪問での事業説明、関係機関が主催する会議等への参加、関係機関の方に見学等を行ってもらう事業公開の開催などです。

これらの取組の中で、今回は「事業公開の開催」についてご紹介いたします。「事業公開」は、関係機関の方に実際に自立支援局で行われている訓練の様子や設備などを見学していただき、利用者の方に提供している福祉サービスの内容をご理解いただくために行っております。今年度は5回を予定してありましたが、おかげさまで参加希望者が多く、追加で2回行い、計7回開催し、全体で305名の参加をいただきました。参加者は、急性期および回復期病院の相談員や理学療法士・作業療法士・看護師等の方が多く、患者様の退院後の社会復帰への支援の一助とするため、大変熱心に訓練の様子等を見学されていきました。開催後に当センターのご利用につながった方も多数おられます。今後も、当センターの福祉サービスについて多くの関係機関の方にご理解を深めていただき、一人でも多くの方にご利用いただけるよう、開催内容を検討しながら進めていきたいと思っております。



あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラムの改正について

1. はじめに

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（以下「あはき師」という。）学校養成施設（以下「学校養成施設」という。）については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（以下「認定規則」という。）において、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容等が規定されています。

近年、はり師、きゅう師の学校養成施設は大幅に増加しており、平成 28 年度（4 月現在）において、全国 93 施設の定員数は約 5 千七百人と平成 10 年度と比べ、約 6 倍の増加となっています。

また、昨今の診療報酬等の不正請求に対して、あはき師についても開業することが可能なことから、養成段階での教育の充実について指摘されています。

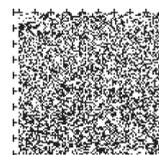
これらあはき師を取り巻く環境も変化していることから、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、より質の高いあはき師の養成が求められています。

そして今般、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの認定規則の改正を含めた幅広い見直しが行われました。

2. カリキュラムの改正点

そのうち、カリキュラムに関する改正では、「総単位数の引上げ」と「最低履修時間数の設定」が行われました。

- (1) 総単位数の引上げについては、現行の教育内容（単位数）は引き続き履修することとした上で、新たに必要な教育内容（単位数）が加えられました。
- (2) これまで定めがなかった最低履修時間数については、養成されるあはき師の資質に差が生じることのないよう、新たに設定されました。



今回の改正内容は、以下のとおりです。

- ①患者等への対応に必要なコミュニケーション能力を養う。
- ②臨床における判断能力などの資質向上を図るため、運動学についてのカリキュラムの充実を図る。
- ③社会保障制度及び職業倫理に関するカリキュラムを追加する。
- ④臨床能力向上のため、東洋医学概論、経絡経穴についてのカリキュラムの充実を図る。
- ⑤あはき師が業務を行うに当たり、対象となる疾患が業務範囲にあるかどうかを適切に判断し、あはきを適切に実施できる能力を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ⑥臨床能力向上のため、病態生理学をカリキュラムに追加する。
- ⑦臨床能力向上のため、生体観察をカリキュラムに追加する。
- ⑧施術所における施術の介助を行う臨床実習前等において、学生の技術等に関する評価を行うためのカリキュラムを追加する。
- ⑨あはき師の臨床における実践的能力を向上するため、臨床実習を1単位から4単位へ拡充する。
- ⑩あはきの歴史的変遷についてのカリキュラムを追加する。

今回の改正をうけ、当センターにおいても、学則である理療教育規程の改正を行い、平成30年4月より施行します。

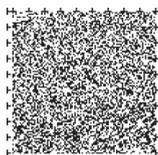
3. 今後の課題

今回の改正は、質の高いあはき師を養成するための大幅な改正であり、新カリキュラムの適用がされた以降、あはき師の質の向上について検証することが必要とされています。

また、あはき師を取り巻く環境も大きく変化しており、今後も高齢化の進展等に伴いあはき師に求められる役割も変化していくことが考えられます。

上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から一定の期間を目処として、新たな改正の必要性についての検討が行われることと思われま。

(文責：滝修)



はりきゅう応用実習Ⅱ

理療教育・就労支援部 理療教育課

はりきゅう応用実習Ⅱは、専門2年と高等4年に配当されている2単位の实技科目です。基礎実習では鍼灸施術の基本的知識・技術を身につけますが、応用実習では次学年の臨床実習に向けて、実際の臨床現場で必要となる総合的知識と応用的技術を学んでいきます。

また、はりきゅう応用実習はⅠとⅡの2つあり、Ⅰでは現代医学的な考えに基づいた診察・施術を習得し、Ⅱでは東洋医学的な考えに基づいた診察・施術を習得します。

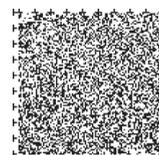
東洋医学的な考えとは、陰陽・五行説などの理論を用いて心身の変調を全体的に捉え、気血や五臓六腑の調和を図るものです。具体的には望診、聞診、問診、切診という4つの診察法を用いて証という東洋医学的な病態を決定し、その証に対するツボを選んで鍼灸施術を行います。

はりきゅう応用実習Ⅱでは、特に問診と切診に重点を置いています。実際の臨床では患者さんを診察しながら頭の中で可能性の高い証は何かを考えていきます。このプロセスを

臨床推論といいます。授業の中では実際の症例を提示し、この患者さんに対してどのような情報収集が必要か、得られた情報をどのように解釈すべきかなど、ディスカッション形式で臨床推論の練習を通して問診能力を鍛えます。また、切診では脈診や腹診という東洋医学的な診察法について時間をかけて実習を行っています。最終的には問診と切診による臨床推論から証を決定し、その証に対するツボを選んで施術を行うまでの一連の流れを習得します。

応用実習は臨床実習に出るための準備段階です。上記のような実際の臨床を想定した実習を取り入れるだけでなく、患者さんへの声かけやタオルのかけ方、体の触れ方などの患者さんへの配慮や施術におけるリスク管理についても徹底した教育を行い、次学年の臨床実習へスムーズに移行できるようサポートしています。

文責：加藤 麦



利用者募集のご案内

当センターでは、下記のサービスの利用を希望する方を随時募集しています。
利用を希望される方は、総合相談課までお問い合わせください。

自立訓練（機能訓練）

主に視覚に障害のある方や頸髄損傷等による重度の肢体不自由の方が、地域や家庭、職場などで持てる力を最大限に生かし、より充実した社会生活を送れるよう支援します。

- 視覚に障害のある方：白杖使用による歩行訓練、日常生活訓練、コミュニケーション訓練など
- 頸髄損傷等による重度の肢体不自由の方：理学療法、作業療法、スポーツ訓練、職能訓練など

自立訓練（生活訓練）

主に高次脳機能障害のある方が、日常生活や社会生活に必要な手段を理解し、生活能力を高められるよう、個々の生活状況に応じて支援します。

- スケジュール管理、生活管理能力の向上、社会生活技能の向上、作業力の向上など

就労移行支援

就労が見込まれる主に身体に障害がある方に、企業への就職、また、復職に向けて、各種訓練や職場実習により、働くための力を付けることや就職活動を支援します。

- 職場体験訓練、技能習得訓練、職場実習、就職活動支援など

就労移行支援（養成施設）

視覚に障害のある方が、国家資格であるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の受験資格を得るための職業教育を行い、これを活用し、就労することを支援します。

- 授業（講義、実技実習、臨床実習など）や就労マッチング支援など

※通所で上記サービスを利用することが困難な方には、施設入所支援（宿舍）を提供しておりますので、あわせてご相談ください。

<問い合わせ先> 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 総合相談課
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

TEL：04-2995-3100（代表） FAX：04-2992-4525（直通）

E-mail：soudan@rehab.go.jp URL：http://www.rehab.go.jp/

※施設利用申込書（様式）は当センター
ホームページからダウンロードできます。

